

税の申告はお早めに

2月16日(木)から、所得税の確定申告と町県民税(住民税)、各種保険料(料)の申告が始まります。自分で申告書を作成し、3月15日(木)までに申告してください。

2月上旬には税務グループの窓口にて「所得税の確定申告の手引き」を準備していますので、参考にしてください。

所得税

サラリーマンなど給与所得の方

《主な収入が給与収入の方》

サラリーマンの給与収入にかかる所得税は、毎月の給与やボーナスから源泉徴収され、12月の年末調整によって1年間の納税が完了しますので、確定申告の必要はありません。

サラリーマンなどの給与所得の方も、次のような方は申告が必要です。

- ① 昨年の給与の収入額が2千万円を超える方
- ② 給与を1カ所から受けている場合で、給与以外の所得金額(不動産所得など)が20万円を超える方

③ 給与を2カ所以上から受けている場合で、年末調整された給与以外の給与の収入額と、給与以外の所得金額との合計が20万円を超える方

事業所得や不動産所得がある方

《主な収入が給与収入以外の方》

次の各項目に該当する方は確定申告が必要です。

- ① 商売など個人で事業を営んでいる方
- ② 不動産収入(家賃や地代など)がある方
- ③ 土地や建物、株式などを譲渡した方

申告で税が還付される方

通常は確定申告の必要のないサラリーマンなど給与所得の方でも、次のような方は確定申告をすると所得税が

国民健康保険税

介護保険料

後期高齢者医療保険料

右記の各種保険に加入している人は必ず申告してください。ただし、所得税の確定申告または、町県民税の申告をされる方は必要ありません。

所得が少ない方については、負担を軽くするため、状況に応じて各種保険料(料)が軽減される場合があります。申告がなければ、その措置が受けられ

ません。収入がなかった方も、必ず申告してください。

※町県民税・各種保険料(料)とも、申告に必要なものは、所得税の申告と同じです。申告書は申告受付会場にあります。

▼問合せ

- 町県民税と国民健康保険税 税務グループ ☎079(435)0358
- 介護保険料・後期高齢者医療保険料 保険年金グループ ☎079(435)2582

◆注意事項◆

◎「おむつ」に係る費用の医療費控除について

おむつ代が医療費控除の対象となるのは、医師が発行した「おむつ使用証明書」の発行日以降に購入されたおむつ代です。ただし、2年目以降の確定申告については、介護保険法に基づく要介護認定の認定を受けた方で一定の要件を満たす場合、この証明書に代わって保険年金グループで発行する証明書を添付していただければ、医師の証明書は不要です。該当される方は、保険年金グループ介護保険チームに申請してください。

▶対象 次のすべてに当てはまる方

- ・以前、医師が発行した「おむつ証明書」で医療費控除を受けられた方(今回でおむつ代(医療費控除)の確定申告が2回目以上の方)
- ・介護保険の申請をされている方で ①主治医意見書の内容に「尿失禁」のチェックがある ②障害老人自立度がBまたはCの方

◎障害者控除について

介護保険の要介護認定を受けておられる方で、一定の要件を満たす方は、障害者手帳が無くても障害者控除が受けられます。申告をされる方で該当になる場合は、障害者控除証明書を発行しますので、申告前に保険年金グループへ相談・申請を行ってください。

▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2582

還付される場合があります。

- ①平成23年中に退職し、その後再就職しなかったため、年末調整を受けられなかった場合
- ②病气やけがなどで多額の医療費を支払った場合(医療費控除：次頁枠内の注意事項参照)
- ③災害や盗難にあつて、住宅や家財に損害を受けた場合(雑損控除)
- ④住宅ローンを利用して、マイホームを購入したり増改築をした場合(住宅借入金等特別控除)
- ⑤一定の要件を満たす住宅耐震改修をした場合(住宅耐震改修特別控除)

所得税の申告に必要なもの

- ・申告書と印鑑(申告書は申告受付会場にもあります)
- ・社会保険料・医療費の領収書、国民年金保険料・生命保険料・地震保険料の控除証明書など控除に必要な書類
- ・給与・年金の源泉徴収票
- ・銀行などの口座番号が分かるものと届け出印(所得税を口座振替で納付される方や、還付申告をされる方)

町県民税、国民健康保険税、一部の所得税の申告受付

▼申告会場 播磨町役場第2庁舎

3階 第2会議室



- ▼期間 2月16日(木)～3月15日(木)・日曜日を除く)
- ▼受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時

※日時によっては混雑が予想され、受付時間内であっても当日の受け付けができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。(特に、初日から数日間は混雑が予想されます)

▼受付内容 町県民税、国民健康保険税、一部の所得税申告

※次の申告は税務署で申告してください。譲渡所得(不動産の売買及び株式

- ▼問合せ 税務グループ ☎079(435)0358 加古川税務署 ☎079(421)2951

▼問合せ 加古川税務署 ☎079(421)2951

町県民税(住民税)

確定申告をされる方と、勤務先から役場へ給与の支払報告書が提出されている方は必要ありません。

申告が必要な方

- ①平成24年1月1日現在、町内に住所があり、昨年中に所得があつた方
- ②サラリーマンで、次のいずれかにあてはまる方

- ・勤務先から役場へ給与の支払報告書が提出されていない方
- ・給与以外に、家賃や地代、農業などの所得があり、その合計額が20万円以下の方(20万円を超える場合は所得税の確定申告が必要です)
- ・平成23年中に退職し、その後再就職しなかったため年末調整を受けられなかった方
- ・所得税がかからない方で、医療費控除、雑損控除を受けようとする方

などの売買による所得)、事業所得(1年目)、住宅借入金等特別控除(1年目)、住宅耐震改修特別控除、青色申告、準確定申告、損失申告など

▼申告に際しての注意事項

- ・医療費控除を申告する方は、事前に医療費の明細書を作成しておいてください(役場では、明細書作成や領収書の整理は行っていません)
- ・事業などで収支計算が必要な方は、必ず収支内訳書を完成させてください(役場では、収支内容についての指導は行っていません)
- ・農業所得の申告には、収支計算書が必要

農業所得の収支計算の方法

$$\text{収入金額} - \text{必要経費} = \text{所得金額}$$

▼問合せ 税務グループ ☎079(435)0358

税務署からのお知らせ

申告と納税は期限内にお願いいたします。

○所得税・贈与税 3月15日(木)まで

○消費税(個人事業者) 4月2日(月)まで

※納税は便利な振替をご利用ください。

▼問合せ 加古川税務署

☎079(421)2951



▶ニッケパークタウン(確定申告会場)

税務署の確定申告会場のご案内

▼会場 ニッケパークタウン本館(センタープラザ)

加古川税務署には、確定申告会場は設けていませんのでご注意ください。
 ※駐車料金は、2時間まで無料。以降3分ごとに100円が必要です。

▼期間・受付時間 2月1日(水)～3月15日(木) (土・日曜日、祝日は除く。ただし、2月19日と2月26日の日曜日に限り、確定申告の相談と申告書の受け付けを行います)
 午前9時～午後4時30分(申告相談は午後5時まで)

※なお、申告会場の混雑状況により早めに入場を締め切らせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

申告書の作成は、ご自分で簡単に作成できる国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

このコーナーには、申告や申請に必要な各種様式も掲載しています。
 なお、このコーナーで作成した所得税・消費税・贈与税の申告書は、プリンタで印刷して郵送などで提出していただくことができます。

詳細は、国税庁ホームページでご確認ください。
<http://www.nta.go.jp>
確定申告は、さらに便利で使いやすくなったe-Taxで!

○国税庁ホームページから電子申告
 自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxに送信することができます。

○最高4千円の税額控除

平成23年分の所得税の確定申告を本人の電子署名を付して、申告期限内にe-Taxで行つと、所得税額から最高4千円の控除を受けることができます。(平成19年分から平成22年分まで本控除の適用を受けた方は受けられません)

○添付書類を提出省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます。(確定申告期限から5年間、書類の提出または提示を求められることがあります)

○還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)

※e-Taxの利用に際しては、開始届出書の提出、電子証明書の取得(手数料が必要です)、ICカードリーダーなどの購入などの事前準備が必要です。
 ※詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

税理士による地区相談会場ののご案内

近畿税理士会加古川支部・商工会及び(公)加古川納税協会のご協力をいただいて相談会場を開設します。
 消費税の申告相談にも応じています

ので、事業者もご利用ください。
 ご来場の際には、前年分の申告書や収支内訳書の控え、筆記用具、計算器具などを持参ください。
 ※譲渡所得・贈与税・相続税関係の相談は行っていません。
 ▼会場 中央公民館 視聴覚室
 ▼日時 2月28日(火) 午前9時30分～正午、午後1時～4時

公的年金を受給されている方の確定申告の手続きが変更されました

平成23年分の確定申告から、次のいずれにも該当する場合、所得税の確定申告が不要となるよう改正されました。

- ①平成23年中の公的年金等の収入金額が40万円以下
- ②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

※確定申告が不要な場合であっても、例えば医療費控除や寄附金控除などによる所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。

なお、この適用により、確定申告書の提出を要しない場合であっても、住民税の申告が必要となる場合があります。

▼問合せ 加古川税務署
 ☎079(421)2951

町長とタウニング

テーマ「花と緑を通じたまちづくり」

▼問合せ

企画グループ
 ☎079(435)0350



12月1日(木) 10:00~11:15
 播磨町花と緑の協会 参加者12人

Q. 指定管理者制度の説明をしてほしい
 A. 法律が改正されて施設運営も民間でできるようになったのが指定管理者制度。ねらいはサービスの向上と経費削減。公民館では休館日が少なくなり、祝日も開館している。公民館の指定管理者はサーク

ルの代表などであり利用者の声に沿った運営になっていると思う。その他スポーツ施設なども指定管理者に運営していただいている
 Q. 花と緑の協会の担当が役場から臨海管理センターに変わった
 A. 指定管理では委託料として対応するので運営面で融通がきく。公園での対応に土日も職員を置いている。臨海管理センターは、指定管理の利点が少ない見えていくかもしれないが、中央公民館では、いすの軽量化やロビーの談話コーナー、蛍光灯を替えたりステージの階段に手すりを設置したりして、利用者の便宜をはかっている
 Q. 花壇の植え替えなどに車の貸し出しがない。個人の車を使用しており修繕費などを含めると赤字になる
 A. 議会でも公用車のトラッ

クを地域で使いたいという話があり、検討したが保険の対象が職員なので貸し出しは不可能だった。年間で何回くらい使うのか
 Q. 平成22年度で32回。平成23年度は今までで21回。ガンリン代で月5千円程かかる
 A. 職員以外でも使用できるような保険に切り替えができる
 Q. 植え替えするとき、植えていたものを収集してもらえると手が減らないの助かる
 A. シルバー人材センターにお願いする方法もあるのでは
 Q. ことぶき大学の行事で草引きをしているが、それは町が回収している。一緒に回収してもらえないなら、その日に合わせて植え替えしてもいい
 A. 内部で協議する
 Q. 摘んだ花がらを収集所の外に置いていいか
 A. 公民館の収集所は事業所ごとと家庭ごとで分かれている。役場庁舎周りのごみであれば庁舎管理として総務グループと相談する
 Q. タウニングで北池に花を植える話があったが、苗などで協力させてほしい
 A. 北池広場は、木が育たな

い土壌なのでグラウンドカバーのようなものはどうかと話した。景観的には花もいいで地域の人が世話できるよつであれば、町として花の苗の提供などは検討できる。協会からの購入も考えたいが、また具体的な話にはなっていない。
 北池コミュニティには伝えておく
 Q. 花の販売を2～3年前は小学校のハウス前で行っていたが、学校園での販売はできないのことで、今は西門前の駐車場で販売している
 A. 土山駅南の広場で緑化フェアのよつにしてはどうか
 Q. 以前、土曜日に商工会の近くで販売したがあまり売れなかった
 A. 駅の出口が4つあり分散してしまつたからだと思う。であい公園はどうか
 Q. であい公園での販売は、大中遺跡まつりなどのイベント以外はだめだと言われた
 A. 県事業であいの道をミュージアムロードとする計画が進んでいる。であいの道は人通りもあるので公園などで花の販売ができないか確認する
 Q. 以前、であい公園で園芸

相談も兼ねて行い好評だった
 A. 土山駅南の広場を有効活用してもらいたい。使用料無料で、通勤通学なども含めて近くを通る人も多い
 Q. 検討したい。広場はグラウンドゴルフをするにしても、もう少し広ければ
 A. 暫定的なものなのでさらにお金をかけることはできない。駅周辺には病院、ガーデンプラザ、道路整備もできたので、残りの土地は駅利用者のために利便性を増す駅前開発を検討している
 Q. ことぶき大学が役場の庁舎周りを年2回草引きしているが、職員が参加してもいいのでは
 A. 自分たちの職場なので関わるべきだと思うので次回から検討したい
 Q. 向ヶ池公園の花壇が荒らされたことがあった。小学生がしたとのことだった
 A. 小さい時に指導しなければならぬと思うので、教育委員会にもその件を伝えておく

